

**【文書名】**

○香川県警察における足痕跡の取扱いに関する訓令

(平成 12 年香川県警察本部訓令第 39 号)

**【概要】**

足跡取扱規則（昭和 54 年国家公安委員会規則第 6 号）及び足跡取扱細則（昭和 54 年警察庁訓令第 9 号）に定めるもののほか、香川県警察における足痕跡の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。